

物品の貸し出し手続きについて

1. 申し込み

- ・電話または窓口にて希望する物品の空き状況をご確認ください。
- ・所属団体により、申し込みの受付開始日が変わります。

貸出対象団体	① 地区まちづくり委員会、自治会・こども会、ふれあいいいききサロン、市内小中学校PTA	② 社協法人会員、市民活動団体、市商工会議所、市内高校PTA	③ その他貸出利用者
受付開始日 (土日祝日の場合はその前日から)	利用日の 6ヶ月前 から (先着順)	利用日の 2ヶ月前 から (先着順)	利用日の 1ヶ月前 から (先着順)

2. 申請書提出

- ・電話での申し込みは仮予約とし、申請書の提出により確定とします。窓口、FAX、郵送にて承りますので、貸出日の**一週間前**までに申請書をご提出ください。提出されなかった場合はキャンセル扱いといたします。
- ・申請書は社協の窓口のほか、社協ホームページからダウンロードできます。

3. 受付控えの発行

- ・申請書の受付後に「貸出受付控え・貸出時の注意」を発行いたします。申請書にFAX番号または郵送先の住所をご記入ください。

4. 物品の貸出

- ・貸出期間は原則として**一週間以内**です。
- ・貸出、返却は社会福祉協議会事務所（瓜連本所）までお越しくください。複数の人数による運搬が必要な物品、荷台のある車両が必要な物品については、人数・車両の確保をしていただけますようお願いいたします。
- ・貸出前に職員立ち合いのもと、動作確認チェックを行います。時間に余裕をもって来所ください。

5. 物品の返却

- ・使用マニュアルに記載されている清掃を必ず実施してから返却してください。特に食品加工にかかる物品の場合は、食中毒予防の観点から使用マニュアルをよく読んで、手順を守って使用・清掃をお願いいたします。
- ・清掃不備の場合はやり直していただく場合があります。

6. 利用料

- ・社協法人会員、地区まちづくり委員会、自治会、ふれあいいいききサロン、市民活動団体等は無料です。
- ・社協法人会員でない法人・事業所等は貸出物品一覧に記載の利用料をご負担いただきます。
- ・物品の破損・紛失があった場合は実費をご負担いただく場合がございます。

7. 注意事項

- ・個人的な利用や営利目的での利用はできません。
- ・使用場所は**市内**に限ります。

【お問い合わせ・お申し込み】

社会福祉法人那珂市社会福祉協議会 総務・地域支援グループ

TEL：029-229-0309 FAX：029-296-1002